

○農林水産省告示第六百十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の選定の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年四月一日
漁港の名称 漁港の種類 所在地 選定された漁港管理者 選定年月日
神崎漁港 第一種漁港 大分県大分市 大分市 平成三十一年四月一日

○農林水産省告示第六百十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百七条第一項及び第六十六條の規定に基づき、平成三十年十月一日農林水産省告示第二千五百五十四号（農業保険法施行規則第一百七条第一項及び第六十六條の規定に基づき、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日 農林水産大臣 吉川 貴盛

家畜共済診療点数表の付表である薬価基準表を次のように改める。

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百十七号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）附則第三条第一項の規定に基づき、平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十三号（農業保険法附則第三条第一項の農林水産大臣が定める特定の疾病を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日 農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
農業保険法附則第三条第一項の農林水産大臣が定める特定の疾病は、次に掲げるものとする。	農業保険法附則第三条第一項の農林水産大臣が定める特定の疾病は、次に掲げるものとする。
一 牛（種雄牛を除く。）の呼吸疾患	一 牛（出生後第五月の月の末日を経過しない牛に限る。）の寄生虫を原因とする腸炎
二 五（略）	二 五（略）

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○特許庁告示第五号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した一般財団法人工業所有権協力センターから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十一年四月一日 特許庁長官 宗像 直子

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第1号	一般財団法人 工業所有権協力センター	東京都江東区木場一丁目2番15号 深川ギヤザリア ウエスト3棟

○特許庁告示第六号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の五の規定に基づき特定登録調査機関として登録した一般財団法人工業所有権協力センターから、特定登録調査機関の先行技術調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条の十の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十一年四月一日 特許庁長官 宗像 直子

登録番号	特定登録調査機関の名称	変更後の先行技術調査業務を行う事務所の所在地
第6号	一般財団法人 工業所有権協力センター	東京都江東区木場一丁目2番15号 深川ギヤザリア ウエスト3棟

○特許庁告示第七号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条において準用する同法第二十三条の規定に基づき次のとおり調査業務の廃止を許可したので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成三十一年四月一日 特許庁長官 宗像 直子

- 登録番号 第三十七号、第三十八号及び第四十四号
- 登録調査機関の名称 株式会社廣済堂
- 廃止年月日 平成三十一年三月三十一日
- 調査業務を行う事業所の名称及び所在地 株式会社廣済堂

東京都港区芝四丁目7番8号 芝サンエスワカマツビル七F・八F・九F
調査業務を廃止する区分 五（光デバイス）、十五（搬送）、十七（生活機器）、十八（熱機器）、十九（医療機器）、二十三（半導体機器）、三十一（電子商取引）及び三十三（情報処理）

○国土交通省告示第四百九十六号

平成七年建設省告示第五百十三号をもって公示したサンルダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した天塩川水系のサンルダムの建設は、平成三十一年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十三年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成三十一年四月一日 国土交通大臣 石井 啓一

○環境省告示第六十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成三十年三月環境省告示第三十号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成三十年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから福島地方環境事務所長に委任する件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日 環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
補助金等の予算科目 事務の内容 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（廃棄物処理施設モニタリング等事業及び保管焼却灰の処理加速化事業に限る。）	補助金等の予算科目 事務の内容 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（廃棄物処理施設モニタリング等事業に限る。）

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。